

国民スポーツ大会・
全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会

第10回常任委員会

**SAGA
2023**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

令和2年2月13日(木)
グランデはがくれ ハーモニーホールB

**国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会
第10回常任委員会 資料目次**

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会
第10回常任委員会 式次第 ... 1

【報告事項】

常任委員等の変更について	2
愛称・メッセージについて	3
募金・企業協賛推進要項について	5
宿泊施設充足対策要項について	9
防疫対策要項について	12
食品衛生対策要項について	13

【審議事項】

(第1号議案)	
会場地の第6次内定(案)について	14
(第2号議案)	
公開競技の会場地内定(案)について	15
(第3号議案)	
デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地内定(案)について	16
(第4号議案)	
第1次競技施設整備計画(案)について	17
(第5号議案)	
競技施設基準の改正(案)について	18
(第6号議案)	
輸送・交通基本計画(案)について	19
(第7号議案)	
警備・消防専門委員会の設置(案)について	25
(第8号議案)	
県民運動基本方針(案)及び県民運動基本計画(案)について	26

《参考資料》

佐賀県準備委員会会則	29
佐賀県準備委員会専門委員会規程	33
佐賀県準備委員会常任委員会委員名簿	38
会場地の内定一覧	39

**国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会
第10回常任委員会 式次第**

日 時：令和2年2月13日（木）13:30～

場 所：ホテルグランデはがくれ ハーモニーホールB

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

（1）報告事項

- 常任委員等の変更について
- 愛称・メッセージについて
- 募金・企業協賛推進要項について
- 宿泊施設充足対策要項について
- 防疫対策要項について
- 食品衛生対策要項について

（2）審議事項

- 第1号議案 会場地の第6次内定（案）について
- 第2号議案 公開競技の会場地内定（案）について
- 第3号議案 デモンストレーションスポーツ実施競技及び
会場地内定（案）について
- 第4号議案 第1次競技施設整備計画（案）について
- 第5号議案 競技施設基準の改正（案）について
- 第6号議案 輸送・交通基本計画（案）について
- 第7号議案 警備・消防専門委員会の設置（案）について
- 第8号議案 県民運動基本方針（案）及び県民運動基本計画（案）について

（3）その他

4 閉 会

報告事項

常任委員等の変更について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会常任委員等の変更について、次のとおり報告いたします。

【副会長】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
落合 裕二	白水 敏光	佐賀県教育委員会教育長
陣内 芳博	井田 出海	佐賀県商工会議所連合会会長

【常任委員】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
木原 奉文		佐賀県議会スポーツ振興対策等特別委員会委員長
杉内 由美子	三田 豪士	佐賀県警察本部本部長
川原田 裕明	武藤 恭博	佐賀県市議会議長会会長
江崎 正徳	金子 晴雄	(公社)日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長
南里 玲子	内田 素子	(公社)佐賀県看護協会会長
陣内 芳博	井田 出海	(福)佐賀県社会福祉協議会会長
山田 聡	里浦 徹	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会委員長

報告事項

愛称・メッセージについて

「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」へと変わる初めての本大会となる佐賀大会の愛称・メッセージを決定しました。

1 愛称・メッセージ

SAGA 2023

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。

2 趣旨

スポーツにはさまざまな『チカラ』があります。人が生き生きと暮らすための大きな一つの要素であり、競技をするだけでなく支える人、観る人もいろんなことを学ぶことができ、一歩前に進む勇気をもらえます。

国内では、2019年にラグビーワールドカップが開催され、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、国民にとってスポーツへの関心や期待がますます高まっています。また、このスポーツを通じた地域社会の活性化や国際交流、経済の発展など、スポーツの社会的な価値はグローバルに広がっています。

このような中で、「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変わり、2023年の佐賀大会が、スポーツ大会として初めての本大会になります。佐賀県は、名前が変わるだけでなく、大会をより良いものに変えていきたいと考えています。佐賀大会の開催に向けては『スポーツだからできること』にスポットを当てた、『新しい大会』を目指していきます。

その最初の取組として、新しく生まれ変わるスポーツ大会に相応しいデザインをイメージし、愛称を『SAGA2023(さがにーまるにーさん)』、メインメッセージを『新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。』とし、シンプルかつ率直に伝わるようなカタチにしました。

なお、メッセージについては従来のスローガンのような活用方法にとらわれず、時機やターゲットに応じて変えていくことも考えています。

佐賀県では、「SAGA スポーツピラミッド（SSP）構想」を掲げ、トップアスリートの育成とともに、“する”、“育てる”、“観る”、“支える”といった、それぞれのスタイルで誰もがスポーツを楽しむ文化の裾野の拡大を図り、スポーツの力で世界に誇れる人づくり、地域づくりを目指しています。

SAGA2023 では、すべての人が自分のスタイルでスポーツを楽しみ、共感し合える喜びや感動など、スポーツのチカラを佐賀から発信していきます。

3 入賞者および賞金

愛称 採用作品 1作品 賞金 15万円

お名前	お名前（フリガナ）	住所
板垣 宏	イタガキ ヒロシ	群馬県

スローガン 採用作品 該当なし / 入賞作品 15作品 賞金各1万円

お名前	お名前（フリガナ）	住所
田嶋 知恵	タジマ トモエ	熊本県
下垣 進	シモガキ ススム	兵庫県
西本 旬子	ニシモト ジュンコ	徳島県
高野 信夫	タカノ ノブオ	栃木県
横尾 伸子	ヨコオ ノブコ	大阪府
松谷 凜	マツタニ リン	北海道
村岡 里咲	ムラオカ リサキ	佐賀県
林 優衣	ハヤシ ユイ	埼玉県
小島 佐都美	コジマ サトミ	佐賀県
田中 葵	タナカ アオイ	佐賀県
江里口 大輔	エリグチ ダイスケ	佐賀県
久保 隆	クボ タカシ	神奈川県
保岡 直樹	ヤスオカ ナオキ	東京都
石関 恵子	イシゼキ ケイコ	神奈川県
板垣 仁菜	イタガキ ニナ	福岡県

4 選定について

令和元年12月6日開催の第6回広報・県民運動専門委員会において決定、同年12月12日開催の第3回国民体育大会委員会にて承認済み。

募集方法：全国公募

応募総数：1,254点

5 公表について

令和2年1月15日プレスリリースにて公表。

同日、山口知事から(公財)日本スポーツ協会にて伊藤雅俊会長へ報告。

報告事項

募金・企業協賛推進要項について

令和元年8月27日（火曜日）開催の広報・県民運動専門委員会において「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進要項」が承認されましたので、次のとおり報告します。

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 募金・企業協賛推進要項

（趣旨）

第1条 第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、大会開催機運の醸成と、大会のレガシーとなる SAGA スポーツピラミッド構想（以下「SSP構想」という。）の定着を目指し、「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 募金・企業協賛推進基本方針」に基づき、次のとおり募金及び企業協賛を推進する。

（募金の種類）

第2条 募金は「SSP応援募金（仮）」（以下「募金」という。）と称し、募金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人募金
広報紙、各種メディア、リーフレット等を活用し、広く県民に募金を呼びかける。
- (2) 募金箱募金
法人・団体またはこれらの所属機関に募金箱を設置し、募金を呼びかける。
- (3) 職場募金
職場単位でまとまった募金を呼びかける。
- (4) イベント募金
各種イベントでの広報活動と連動した募金を呼びかける。
- (5) その他

（実施期間）

第3条 募金の実施期間は大会の終了する日の属する月の末日までとする。

（募金の対象者）

第4条 募金の対象者は、県内外の企業・団体及び個人とする。

（募金の受入れと使途）

第5条 募金は、県または（公財）佐賀県スポーツ協会内に設置するSSP基金に受け入れ、大会開催に伴う県民運動や機運醸成、SSP構想の定着に資する事業のために充てるものとする。

（謝意表明の実施）

第6条 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、一定額以上の寄附者に対して、別に定めるところにより謝意を表明するものとする。

（協賛の種類）

第7条 企業協賛の種類は、次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMESパートナー
準備委員会に1,000万円以上の協賛金を提供する企業、団体等（以下「企業等」という。）

- (2) オフィシャルスポンサー
準備委員会に500万円以上1,000万円未満の協賛金を提供する企業等
- (3) オフィシャルサポーター
準備委員会に100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業等
- (4) オフィシャルサプライヤー
準備委員会が指定する100万円以上相当の物品等を提供または貸与する企業等
- (5) 大会協力企業
準備委員会が指定する10万円以上100万円未満相当の物品等を提供または貸与する企業等

(協賛の特典)

第8条 準備委員会は、企業協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

(協賛の募集期間)

第9条 企業協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター
令和元年10月から令和5年3月31日まで
- (2) オフィシャルサプライヤー、大会協力企業
令和元年10月から大会終了まで

(協賛の収納期間)

第10条 企業協賛の収納期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMESパートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター
契約の日から令和5年6月30日まで
- (2) オフィシャルサプライヤー、大会協力企業
契約の日から大会終了まで

(協賛金等の受入れと使途)

第11条 協賛金等は、準備委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営経費に充てるものとする。

(協賛企業との契約)

第12条 準備委員会は、協賛企業と、協賛金の支払いまたは物品等の提供の時期及び特典内容等を明示した契約を締結する。

(補則)

第13条 準備委員会は、会場地市町及び競技団体と協力して、募金活動を推進する。

- 2 会場地市町及び競技団体が企業協賛制度を実施しようとするときは、事前に準備委員会と協議をするものとする。
- 3 企業協賛は、(公財)佐賀県スポーツ協会に設置するSSP基金に対する取組と連携し、協力して呼びかけを行う。
- 4 上記のほか、募金・企業協賛の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年8月27日から施行する。

別表（第8条関係）

	特典の内容
J A P A N G A M E S パ ト ナ 	①「JAPAN GAMES パートナー」の呼称使用权 ②国民体育大会標章の広告使用权 ③大会愛称、大会マスコットの広告使用权 ④国民体育大会標章、大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ⑤総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑥総合開・閉会式会場におけるPR・物販ブース出展権 ⑦総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出 ⑧総合開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング ⑨競技会場内におけるPR看板掲出 ⑩屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑪大会広報紙等への企業・団体名の掲載 ⑫大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出及びリンク設定 ⑬総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑭新聞、テレビ、ラジオ等への広告 ⑮輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出 ⑯ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等に協賛できる権利 ⑰その他、公益財団法人日本スポーツ協会が実施する協賛内容
オ フ ィ シ ャ ル ス ポ ン サ ー 	①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用权 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用权 ③大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④総合開・閉会式会場内へのPR看板掲出 ⑤総合開・閉会式会場におけるPRブース出展権 ⑥総合開・閉会式会場周辺の歓迎のぼり等への企業・団体名の掲出 ⑦総合開・閉会式会場内での自社商品・広告のサンプリング ⑧屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑨大会広報紙等への企業・団体名の掲載 ⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出及びリンク設定 ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑫新聞、テレビ、ラジオ等への広告 ⑬輸送用バスのフロントマスクへの企業・団体名の掲出

	特典の内容
オフィシャルサポーター	①「オフィシャルサポーター」の呼称使用权 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用权 ③大会愛称、大会マスコットのマーチャンダイジング権 ④屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出及びリンク設定 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
オフィシャルサプライヤー	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用权 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用权 ③屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出及びリンク設定 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名の掲出
大会協力企業	①「大会協力企業」の呼称使用权 ②大会愛称、大会マスコットの広告使用权 ③大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出及びリンク設定（企業名のみ） ④総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載（企業名のみ） ⑤提供物品等への企業・団体名の掲出

※PR看板、総合プログラム等への広告掲載については、企業協賛の種類によって大きさ等が異なる。

《報告事項④》

宿泊施設充足対策要項について

令和2年1月20日(月曜日)開催の宿泊・医事・衛生専門委員会において「第78回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項」が承認されましたので、次のとおり報告します。

第78回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項

1 趣旨

この要項は、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者(以下「大会参加者」という。)の宿泊施設の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

2 充足対策

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備(実行)委員会(以下「県委員会」という。)及び会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)は、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿泊施設の充足対策を実施する。

(1) 旅館・ホテル等の客室提供の促進

県委員会及び会場地委員会は、当該会場地市町内の旅館・ホテル等(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館・ホテル等に対し、客室提供の促進について協力を依頼する。

また、学校及び民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

(2) 広域配宿の実施

会場地委員会は、当該会場地市町内の旅館・ホテル等のみでは大会参加者の宿泊施設が不足し、近隣市町の旅館・ホテル等を宿舎として利用する場合(以下「広域配宿」という。)は、以下により広域配宿を実施する。

ア 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入れ会場地委員会及び県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員会と受入れ会場地委員会間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても配宿予定が見つからない場合は、県外広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

イ 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う大会参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地委員会が行い、これに要する経費も負担する。

ウ 広域配宿における配宿上の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないよう十分に配慮する。

(3) 公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）を利用する場合は、以下により公共施設等の転用を実施する。

ア 転用施設の選定基準

会場地委員会は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- (ア) 水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- (イ) 入浴施設を有するか、又は近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。
- (ウ) 食事を提供できるか、又は近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- (エ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- (オ) 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- (カ) 原則として、増改築又は修繕を要しないこと。
- (キ) その他、宿泊に著しい支障がないこと。

イ 転用施設における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

- (ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- (イ) 都道府県別チーム単位で1軒、若しくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

ウ 転用施設利用の留意点

転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策及び安全対策に努める。

(4) 国スポ民泊の実施

会場地委員会は、一般家庭を宿泊施設として利用する場合は、原則として以下により国スポ民泊を実施する。

ア 国スポ民泊協力地区の設定

会場地委員会は、複数の民家家庭が一体となって民泊業務を実施する区域として、自治会・町内会などを単位とする国スポ民泊協力地区を設定する。

イ 国スポ民泊協力組織等の設置

- (ア) 国スポ民泊協力地区に、国スポ民泊家庭への支援をはじめ、食事の提供、地区の環境美化、選手・監督の歓迎・応援等民泊業務を円滑に進めるため国スポ民泊協力組織を設置する。
- (イ) 国スポ民泊協力組織と会場地委員会の連携及び国スポ民泊協力組織相互の情報交換等を行うため、必要に応じ国スポ民泊推進連絡組織を設置する。

(ウ) 会場地委員会は、国スポ民泊協力組織及び国スポ民泊推進連絡組織の設置が円滑に行われるよう指導、助言を行う。

ウ 国スポ民泊依頼の方法

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、一般家庭に対して国スポ民泊の趣旨を十分説明し、宿泊施設としての提供を依頼する。

エ 国スポ民泊家庭の選定基準

国スポ民泊家庭の選定は、転用施設の選定基準に準じて行う。

オ 国スポ民泊における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

(ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。

(イ) 国スポ民泊は、原則として、競技での公平性を保つため、競技毎又は種別毎とする。

(ウ) 配宿の単位は、原則として1国スポ民泊協力地区に1都道府県チームとする。なお、ミーティングの場の提供についても配慮する。

カ 受入れ体制の推進

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足寝具の確保及び医事衛生等、国スポ民泊家庭の宿泊に係る業務が円滑に行われるように努める。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿泊施設の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

(2) 会場地市町準備(実行)委員会を組織していない市町にあっては、「会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)」及び「会場地委員会」を「会場地市町」と読み替える。

報告事項

防疫対策要項について

令和2年1月20日(月曜日)開催の宿泊・医事・衛生専門委員会において「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会防疫対策要項」が承認されましたので、次のとおり報告します。

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)医事・衛生基本計画に基づき、大会における防疫対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の向上

保健福祉事務所等は、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備(実行)委員会(以下「県委員会」という。)、会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)、関係市町及び関係団体の協力を得て、大会参加者等の感染症予防のため、大会参加者等に対し、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図る。

(2) 健康診断等の実施

保健福祉事務所等は、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設等に対し従事者の健康診断や検便検査の実施に努めるよう指導する。

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健福祉事務所等は、大会参加者等に感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)が発生したときには、感染症法に基づく必要な措置を講じるとともに、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、県委員会、県、会場地委員会及び関係市町は、連携して感染症のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

県委員会及び会場地委員会は、大会参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 新型インフルエンザ等への対策については、県及び市町が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

報告事項

食品衛生対策要項について

令和2年1月20日(月曜日)開催の宿泊・医事・衛生専門委員会において「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会食品衛生対策要項」が承認されましたので、次のとおり報告します。

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)医事・衛生基本計画に基づき、大会における食品衛生対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施項目

食品衛生対策は次の事項を実施するものとする。

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の向上

保健福祉事務所等は、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備(実行)委員会(以下「県委員会」という。)、会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)、関係市町及び関係団体の協力を得て、食品に起因する衛生上の危害を防止するため、食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

ア 営業宿泊施設及び弁当調製施設等への対策

保健福祉事務所等は、食品関係営業施設等に対する監視・指導及び検査を強化し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図るとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

特に、営業宿泊施設、弁当調理施設、土産食品の製造・販売施設、開・閉会式会場及び競技・練習会場等の食品販売店に対しては、重点的に監視・指導を行う。

イ 転用施設等への対策

会場地委員会及び関係市町は、保健福祉事務所等の協力を得て、転用施設等の調理担当を対象に、調理施設の衛生管理、食品の衛生的な取扱いについての指導を行う。

(3) 自主的な衛生管理活動の促進

保健福祉事務所等は、食品取扱施設を対象に食品衛生指導員等と連携し、自主的な衛生管理活動の促進を図る。

(4) 食中毒患者の措置

保健福祉事務所等は、大会参加者等に食中毒患者が発生したときには、食品衛生法に基づく必要な措置を講じ、県委員会、県、会場地委員会及び関係市町は、連携して事故の拡大防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

県委員会及び会場地委員会は、大会参加者等に食中毒患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第1号議案

会場地の第6次内定(案)について

【第78回 国民スポーツ大会】

No.	開催地	競技・種目		種別	開催予定施設
1	大分県 日田市	自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	オートポリス
2	兵庫県 三木市	馬術		成年男子 成年女子 少年	三木ホースランドパーク
3	大分県 由布市	ライフル 射撃	50m 10m/エアースト リムライフル/ビ ームピストル	全種別	大分県立庄内屋内競技場
					湯布院スポーツセンター
4	鹿児島県 湧水町	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	成年男子 成年女子	湧水町轟の瀬特設カヌー 競技場

(種別または会場地の変更)

No.	市町	競技・種目		種別	開催予定施設
1	佐賀市	体操	新体操	<u>少年男子</u> 少年女子	SAGA サンライズパーク

変更前：少年女子

変更後：少年男子、少年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
2	太良町	ソフトボール	少年女子	<u>太良町営野球場</u> 太良町 B&G 海洋センター運動広場

変更前：太良町営野球場、太良町 B&G 海洋センター運動広場

変更後：太良町 B&G 海洋センター運動広場

【第23回 全国障害者スポーツ大会】

No.	市町	競技・種目	開催予定施設
1	佐賀市	バレーボール (聴覚障害者の部)	SAGA サンライズパーク

第2号議案

公開競技の会場地内定（案）について

< 第78回 国民スポーツ大会 公開競技 >

No.	市町名	競技名・種目名	開催予定施設
1	唐津市	綱引	唐津市文化体育館
2	鳥栖市	ゲートボール	鳥栖市陸上競技場
3	嬉野市	武術太極拳	嬉野市中央体育館（U-Spo）
4	基山町	パワーリフティング	基山町総合体育館
5	鹿島市	グラウンド・ゴルフ	蟻尾山公園
6	佐賀市	バウンドテニス	SAGA サンライズパーク
7	武雄市	エアロビック	白岩体育館

第3号議案

デモンストレーションスポーツ実施競技及び
会場地内定(案)について

No.	実施競技	主管団体名	市町村名	開催予定施設
1	合気道	佐賀県合気道連盟	佐賀市	SAGA サンライズパーク
2	パークゴルフ	佐賀市パークゴルフ協会		神水川パークゴルフ場
3	室内ペタンク	鳥栖市レクリエーション協会	鳥栖市	鳥栖市民体育館
4	スポGOMI	鳥栖市環境保全協議会		鳥栖市内
5	ラージボール卓球	鳥栖市ラージボール卓球協会		鳥栖市民体育館
6	スポーツウエルネス吹矢	佐賀県スポーツウエルネス吹矢協会	武雄市	武雄市白岩体育館
7	チャレンジ・ザ・ゲーム	武雄市レクリエーション協会		武雄市立西川登小学校体育館
8	グラウンド・ゴルフ	佐賀県グラウンド・ゴルフ協会	鹿島市	鹿島市内
9	バグダー	佐賀県レクリエーション協会		鹿島市内体育館
10	スポーツチャンバラ	NPO法人 九州忍者保存協会	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
11	いごてだま	神崎市レクリエーション協会	神崎市	神崎市内体育館
12	フライングディスク	佐賀県フライングディスク協会		日の隈公園グラウンド
13	アジャタ	吉野ヶ里町スポーツ推進委員会	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
14	草スキー	基山町観光協会	基山町	基肆城跡(きざん公園)
15	クッパ	かみみね町レクリエーション協会	上峰町	上峰町体育センター
16	シャッフルボード	かみみね町レクリエーション協会		上峰町体育センター
17	ウォーキング	大町町教育委員会事務局	大町町	大町町内
18	3B体操	公益社団法人日本3B体操協会 佐賀県支部	江北町	佐賀のへそ・ふれあい交流センター ネイブル
19	ソフトバレーボール	白石ソフトバレーボール愛好会	白石町	白石社会体育館 白石町立白石中学校体育館
20	マリンスポーツ	太良町体育協会	太良町	太良町B&G海洋センター艇庫 太良町人工海浜公園海水浴場

1 趣旨

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の競技施設整備を計画的かつ円滑に推進するため、同大会競技施設整備基本方針に基づき、中央競技団体正規視察の結果等を踏まえた全般的な整備計画を策定するものである。

なお、本整備計画は現時点における予定であり、今後の状況に応じて見直すものとする。

2 施設整備区分一覧(令和2年2月現在)

整備区分 整備主体	新設	改修	仮設	既設	検討中	計
県	3	12	0	3	0	18
市町	5	16	1	9	7	38
民間	0	0	0	4	1	5
計	8	28	1	16	8	61

3 用語等の説明

(1) 整備区分は次のとおりとする。

ア 「新設」は、新たに常設の競技施設を整備するものをいう。

イ 「改修」は、既存の競技施設を改修するものをいう。

ウ 「仮設」は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に合わせて臨時的に競技施設を整備するものをいう。

エ 「既設」は、既存の競技施設をそのまま使用するもの(通常の維持修繕を行うものを含む。)をいう。

オ 「検討中」は、整備区分を検討中のものをいう。

(2) 施設の概要は、新設は整備後の施設概要、改修及び既設は現状の施設概要、仮設は競技施設基準の数値を記載した。

1 改正の内容

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会の「オリンピック対策・実行計画」に基づく導入競技について、平成30年6月に日本スポーツ協会において開催された国体委員会で、第78回大会以降も継続して実施することが決定され、令和元年6月の国体委員会において、種目ごとの実施規模が決定されたことから、該当の競技を追加するもの。

競技名	改正内容
水泳	オープンウォータースイミング競技の追加
バレーボール	ビーチバレーボール競技の追加
体操	トランポリン競技の追加

- (2) 日本スポーツ協会の定める「国民体育大会施設基準」の改正を反映するもの。

競技名	改正内容
レスリング	摘要の修正（「2会場に分かれてもよい」を削除）

- (3) 競技の追加や競技名の変更等によるもの。

競技名	改正内容
水泳競技	競技名の変更（シンクロナイズドスイミング アーティスティックスイミング）
スポーツ クライミング	競技名の変更 （山岳 スポーツクライミング）
ボッチャ	競技の追加

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画(案)について

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関及び関係団体等が相互に緊密な連携を図り、第78回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「全障スポ」という。)の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 参加者

(ア) 選手団(国スポ:選手・監督、全障スポ:選手・役員)

(イ) 都道府県本部役員(国スポ)

(ウ) 大会役員

(エ) 招待者

(オ) 競技会役員

(カ) 競技役員

(キ) 視察員

(ク) 報道関係者

(ケ) 式典出演者

(コ) 式典実施本部員、式典補助員、式典関係者、式典協力員

(サ) 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力員

(シ) 上記の他、県委員会または会場地委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

国スポにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。

ただし、競技の特殊な事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定めるものとする。

全障スポにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、指定乗降地、宿舍、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、輸送実施計画等に基づき行う輸送(以下「計画輸送」という。)は、原則として近距離(概ね2キロメートル未満をいう。)は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

2 全国輸送

(1) 輸送の範囲

国スポにおける全国輸送は、各都道府県選手団、都道府県本部役員等の出発地から宿舎までの間、及び離県の際の宿舎から各都道府県到着地までの輸送を範囲とする。

全障スポにおける全国輸送は、来県の際の各都道府県参加者の出発地から(3)イに定める指定乗降地までの間、及び離県の際の指定乗降地から各都道府県到着地までの間の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 全国輸送に係る業務は、県が各会場地市町、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 全国輸送は、原則として自由集合・自由解散(鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。)とする。なお、(3)アに定める指定下車駅等と宿舎の間は、距離及び公共交通機関の状況等を勘案し、必要に応じて会場地市町が輸送を行うものとする。

(3) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

ア 県は、国スポの全国輸送に当たり、会場地市町と協議のうえ、宿舎の最寄り駅(バス停留所及び空港を含む)から1か所以上を指定下車駅として設定する。指定下車駅は、参加者が来県する際の宿舎までの目標駅となる。

イ 県は、全障スポの全国輸送に当たり、参加者の来県への利便性、駅構内及び周辺のバス乗降場の状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、来県する際に利用する下車駅等及び離県する際に利用する乗車駅等を指定乗降地として設定する。

(4) 輸送・交通案内

県は、輸送・交通の主要拠点及び指定乗降地に総合案内所を、会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。

(5) 「全国輸送実施計画」の策定

県は、関係機関、団体等と調整を図り、「全国輸送実施計画」を策定する。なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対し来会意向調査を実施する。

3 開・閉会式輸送

(1) 輸送の範囲

国スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と(3)に定める指定集合地との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

全障スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と宿舎又は指定集合地若しくは競技会場との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 開・閉会式輸送の業務は、県が各会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 開・閉会式参加者の輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

県は、開・閉会式参加者の計画輸送を円滑に行うため、会場地市町と協議のうえ、参加者の集合・解散場所として、宿舍の近隣に指定集合地を設定する。

なお、国スポの開・閉会式参加者に係る宿舍と指定集合地間の誘導や輸送は、会場地市町が県と連携して行い、指定集合地において県に引き継ぐものとする。

(4) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 添乗員の配置

計画輸送に使用する借上げバスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の確認のほか事故発生等の緊急時に対応するため、係員が添乗する。

(6) 一般観覧者の輸送

ア 県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関の利用を促進するとともに、鉄道駅及び一般観覧者のための駐車場等と開・閉会式会場の間にシャトルバスを運行する。

イ 自家用車による開・閉会式会場への来場は、身体に障がいのある人等が来場する場合等を除き原則として認めない。

なお、車椅子利用者等専用駐車場を会場内に設置する。

(7) 車両駐車許可証等の交付

開・閉会式会場周辺に乗り入れを認める開・閉会式参加者を輸送する車両等については、乗車区分、駐車区分及び交通誘導計画等を考慮して、別に定める許可証を発行する。

(8) 「開・閉会式輸送実施計画」の策定

県は、式典の実施に係る計画及び開・閉会式会場の整備に係る計画、競技運営計画等と相互に整合性を図り、佐賀市及び関係機関、団体等と調整のうえ、「開・閉会式輸送実施計画」を策定する。

4 競技会場地輸送（国スポ）

(1) 輸送の範囲

競技会場地輸送は、参加者の競技会場、練習会場、(3)に定める指定集合地、指定下車駅、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 競技会場地輸送の業務は、会場地市町が、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

会場地市町は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、参加者の集合・解散場所として、宿舍の近隣に指定集合地を設定する。

(4) 計画輸送経路の設定

会場地市町は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 広域配宿における輸送

- 会場地市町以外の市町村に所在する旅館等を宿舎とする広域配宿における参加者の輸送は、当該競技の会場地市町が行う。
- (6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送
同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の参加者の輸送は、関係会場地市町が協議のうえ行う。
- (7) 全国輸送及び開・閉会式輸送との連携
会場地市町は、競技会場地輸送を行うにあたっては、全国輸送及び開・閉会式輸送との連携を図るものとする。
- (8) 一般観覧者の輸送
会場地市町は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。
- (9) 輸送・交通案内
会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。
- (10) 「国スポ競技会場地輸送実施計画」の策定
会場地市町は、本計画に基づき、関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「国スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

5 競技会場地輸送（全障スポ）

- (1) 輸送の範囲
競技会場地輸送は、参加者の指定乗降地、競技会場、練習会場、宿舎又は(3)に定める指定集合地、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。
- (2) 輸送・交通業務の実施主体
ア 競技会場地輸送の業務は、県が全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。
イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。
- (3) 指定集合地の設定
県は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、全障スポ会場地市町と協議のうえ、参加者の集合・解散場所として、宿舎の近隣に指定集合地を設定する。
- (4) 計画輸送経路の設定
県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。
- (5) 一般観覧者の輸送
県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。
- (6) 輸送・交通案内
県は、指定乗降地等に案内所を設置し、一般観覧者等に対して、輸送・交通案内を行う。
- (7) 「全障スポ競技会場地輸送実施計画」の策定
県は、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象

者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「全障スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

6 輸送力と駐車場の確保

(1) 輸送力の確保

ア 全国輸送における輸送力の確保等

県は、現状の公共交通機関の輸送力を踏まえ、必要に応じて、鉄道の増発・増結、航空機の増便等を関係機関、団体等に要請する。

なお、全障スポにおいては、指定乗降地における乗降のサポート、停車時間の延長、車椅子利用者の移動動線の調整その他円滑な輸送に必要な便宜が図られるよう協力を要請する。

イ 開・閉会式輸送及び競技会場地輸送における輸送力の確保

(ア) 借上げバス等の確保

県は、関係機関、団体等の協力を得て、開・閉会式輸送及び全障スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両を確保する。国スポ会場地市町は、関係機関、団体等の協力を得て、国スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、会場地市町ごとの必要バス台数を調査し、会場地市町と協議のうえ、バス確保に向けた必要な対策を講じる。

(イ) 公共交通機関による輸送

県及び会場地市町は、関係機関、団体等の協力を得て、鉄道、路線バスによる輸送力の確保に努める。

なお、必要と認められる場合には鉄道、路線バスの増発、バス路線の変更や停留所の臨時設置などを要請する。

(ウ) 予備車の確保

県及び会場地市町は、予備車を準備して、緊急時に備える。

(2) 駐車場の確保

ア 開・閉会式輸送における駐車場の確保

県は、開・閉会式会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

また、一般観覧者をシャトルバスで輸送するため、一般観覧者のための臨時駐車場を設置する。

イ 競技会場地輸送における駐車場の確保

会場地市町は、国スポの競技会場及び練習会場の周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

県は、全障スポの競技会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、全障スポの会場地市町の協力を得て、会場周辺に駐車場を確保する。

7 交通渋滞及び交通安全対策

(1) 交通渋滞及び交通安全対策

県は、開・閉会式会場及び全障スポの競技会場について、国スポ会場地市町は、国スポの競技会場及び練習会場について、各会場周辺の交通安全と円滑な輸送を図るため、関係機関、団体等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な措置を講じる。

なお、交通の誘導及び交通規制の実施に当たっては、会場周辺の住民等に

広報し協力を要請するとともに、交通案内標識や案内板等の設置や各種広報媒体の活用により周知に努め、関係車両及び一般車両の円滑な交通を確保する。

(2) 輸送・交通業務に係る講習

ア 輸送・交通担当係員の講習

県及び会場地市町は、円滑な輸送を実施するため、必要に応じて輸送・交通担当係員に対して、講習会を実施する。

イ 輸送関係機関の乗務員等の講習

県は、バス、タクシー等の輸送関係機関、団体に対し、業務内容の徹底及びサービス向上のため、必要に応じて、乗務員等に対する講習会の実施を要請する。

(3) 輸送本部の設置

県及び国スポ会場地市町は、本計画に掲げる輸送・交通業務を円滑に推進するため、輸送本部を設置する。

また、県は開・閉会式会場に輸送・交通現地本部を設置する。

8 環境に配慮した運営

(1) 「歩くライフスタイル」の取り組み

県及び会場地市町は、県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるとともに、「歩く」仕掛けを講じるなど、環境に配慮した運営に努める。

9 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。

第7号議案

警備・消防専門委員会の設置(案)について

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員などの大会関係者及び一般観覧者の安全・安心を確保し、円滑な大会運営が行われるよう警備・消防防災に関しての方策等を専門的見地から審議するため、警備・消防専門委員会を設置する。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程の改正

別表(2条関係)

種類	付託事項	委任事項
略	略	略
警備・消防 専門委員会	1 <u>警備、消防及び防災の方針・計画の立案に関すること。</u>	1 <u>警備、消防及び防災の計画の推進に関すること。</u>
	2 <u>その他警備、消防及び防災の重要な事項に関すること。</u>	2 <u>その他、警備、消防及び防災に係る事項の推進に関すること。</u>

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。

県民運動基本方針(案)及び県民運動基本計画(案)について

令和 5 年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針(案)

1 目的

第 7 8 回国民スポーツ大会及び第 2 3 回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の県民運動は、多くの県民が様々な形で意欲的に大会に参加、協力することにより「県民みんなでスポーツの感動・楽しさを共感できる大会」の実現を目指して展開する。

佐賀大会から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変わることを契機として、新しいスポーツシーンを佐賀の地から生み出せるよう、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツを「する」、「観る」、「支える」などの様々なスタイルで楽しみながら参加できる大会を創り上げ、大会後には誰もが日常的にスポーツを楽しむ共感しあえるような新しいスポーツ文化の定着を図る。

2 基本目標

(1) スポーツをしよう

いつでも、どこでも、誰とでも、気軽にスポーツを楽しもう

(2) スポーツを観よう

卓越したプレーやひたむきな姿に感動し、その興奮をみんなで共感しよう

(3) スポーツを支えよう

選手やスポーツ活動に関心を持って、大会を盛り上げよう

3 県民運動の進め方

(1) 県民運動は、県民一人ひとりの自発的、積極的な活動を基本として推進する。

(2) NPO 法人、学校、企業、地域団体、ボランティア団体等の各種団体は、県や県準備(実行)委員会、市町、市町準備(実行)委員会が実施する活動に自発的、積極的に参加するとともに、当該委員会等と協力してこの運動の普及・啓発を行い、それぞれの特性を生かした実践活動に取り組む。

(3) 県準備(実行)委員会は、この運動の推進組織として全県的な方針、計画を定め、様々な普及・啓発活動を行うとともに、市町や各種団体等と連携を図り、県民運動や市町民運動を支援する。

(4) 市町準備(実行)委員会は、市町民運動の推進計画を定め、地域の特性に応じた様々な普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し、市町民運動を推進する。

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画（案）

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針」に基づき、次のとおり大会開催に向けた全県的な県民運動を推進する。

1 主な取組

- (1) いつでも、どこでも、誰とでも、気軽にスポーツを楽しもう
 - ・日常生活にスポーツを取り入れる
 - ・スポーツイベント等に参加する
- (2) 卓越したプレーやひたむきな姿に感動し、その興奮をみんなで共感しよう
 - ・スポーツを観戦する
 - ・スポーツに親しむ
- (3) 選手やスポーツ活動に関心を持って、大会を盛り上げよう
 - ・選手やスポーツ活動を応援する
 - ・大会ボランティアや募金・企業協賛で大会を支える
 - ・大会イベント等への参加で大会を盛り上げる
 - ・来県者を歓迎し、佐賀の魅力発信を通したおもてなしをする

2 推進スケジュール

年度	年前	事業内容
令和元年度 (2019年度)	4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">県民運動基本方針・基本計画の策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">県民運動アクションプログラムの策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報支援ボランティアの養成</div>
令和2年度 (2020年度) 開催決定	3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">各種県民運動の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広報ボランティアの募集・活動</div>
令和3年度 (2021年度)	2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大会運営ボランティアの募集・養成</div>
令和4年度 (2022年度)	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">リハーサル大会の実施</div>
令和5年度 (2023年度) 開催年		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 100px;">本大会の実施</div>

《 参 考 资 料 》

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則

平成 26 年（2014 年）10 月 9 日
準備委員会設立会決定
平成 27 年（2015 年）10 月 15 日
第 3 回準備委員会一部改正
平成 28 年（2016 年）5 月 31 日
第 2 回総会一部改正
平成 30 年（2018 年）5 月 8 日
第 4 回総会一部改正
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日
第 5 回総会一部改正
令和元年（2019 年）5 月 29 日
第 6 回総会一部改正

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、令和 5 年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定
- （2）大会における実施競技及び会場の選定
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- （4）大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- （5）大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- （6）その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1）県、市町の代表者及びその他役職員
- （2）県及び市町の議会の議員
- （3）大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- （4）その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 準備委員会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1 名

- (2) 副会長 10名以内
 - (3) 常任委員 40名以内
 - (4) 監事 3名以内
- (役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 大会の基本構想に関する事項

- (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事項
- (6) 準備委員会の解散に関する事項
- (7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

(常任委員会)

第 1 2 条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。

3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項
- (4) その他委員長が必要と認める事項

5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。

6 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第 1 3 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第 8 条第 1 項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前 3 条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第 4 章 専決

(会長の専決)

第 1 4 条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 1 5 条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。
- 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。
- 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日
第 1 回 常任委員会 決定
平成 28 年（2016 年）12 月 22 日
第 3 回 常任委員会 一部改正
平成 29 年（2017 年）6 月 5 日
第 4 回 常任委員会 一部改正
平成 29 年（2017 年）12 月 22 日
第 5 回 常任委員会 一部改正
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日
第 7 回 常任委員会 一部改正
平成 30 年（2018 年）12 月 20 日
第 8 回 常任委員会 一部改正
令和 2 年（2020 年）2 月 13 日
第 10 回 常任委員会 一部改正

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年12月22日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。
- 7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。

別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な方針・計画の立案に関する事 こと。	1 総合的な方針・計画の推進に関する 事 こと。
	2 会場地及び競技施設の選定立案に関する 事 こと。	2 文化プログラムの推進に関する事 こと。
	3 県及び市町の所掌業務等の立案に関する 事 こと。	3 他の専門委員会に属さない事項の推 進に関する事 こと。
	4 開閉式の会場地及び施設の選定立案に関 する事 こと。	4 リハーサル大会の推進に関する事 こと。
	5 他の専門委員会に属さない事項の立案に 関する事 こと。	
施設・競技 専門委員会	施設 関係	1 競技施設等の整備計画の立案に関する 事 こと。
		2 情報通信施設の整備計画の立案に関 する事 こと。
		3 その他施設の整備計画の立案に関する 事 こと。
	競技 関係	1 実施予定競技の選定立案に関する事 こと。
		2 競技の企画運営の計画立案に関する事 こと。
		3 競技役員等の養成・編成の計画策定に 関する事 こと。
		4 競技用具の整備計画立案に関する事 こと。
		5 デモンストレーションとしてのスポーツ 行事、オープン競技の計画策定に関する 事 こと。
		6 その他競技に係る事項の計画策定に 関する事 こと。

広報・県民運動 専門委員会	1 広報の方針・計画の立案に関する こと。	1 広報活動に関する こと。
	2 県民運動の方針・計画の立案 に関する こと。	2 県民運動の推進に関する こと。
	3 その他広報及び県民運動に係 る重要な事項に関する こと。	3 愛称・スローガン、マスコット 等に関する こと。
		4 報道機関との調整に関する こと。
		5 記録映像、記録写真等に関する こと。
		6 その他広報及び県民運動に関 する こと。
宿泊・医事・衛生 専門委員会	1 宿泊の方針・計画の立案に関 する こと。	1 宿泊業務に関する こと。
	2 医事・衛生の方針・計画の立案 に関する こと。	2 標準献立及び食品調達に関する こと。
	3 その他宿泊及び医事・衛生に係 る重要な事項に関する こと。	3 医療救護及び防疫に関する こと。
		4 食品衛生及び環境衛生に関する こと。
		5 馬事衛生に関する こと。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の方針・計画の 立案に関する こと。	1 全国輸送に関する こと。
	2 その他輸送及び交通に係る重 要な事項に関する こと。	2 開・閉会式の輸送に関する こと。
		3 競技会場地輸送に関する こと。
		4 その他輸送及び交通に関する こと。

式典 専門委員会	1 式典の方針・計画の立案に関する こと。	1 開・閉会式の企画及び運営に 関すること。
	2 その他式典に係る重要な事項 に関する こと。	2 式典音楽に関する こと。
		3 式典演技に関する こと。
		4 大会旗・炬火リレーに関する こと。
		5 その他式典に関する こと。
警備・消防 専門委員会	1 警備、消防及び防災の方針・ 計画の立案に関する こと。	1 警備、消防及び防災の計画の推 進に関する こと。
	2 その他警備、消防及び防災の 重要な事項に関する こと。	2 その他、警備、消防及び防災に 係る事項の推進に関する こと。

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
佐賀県準備委員会常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

令和2年2月13日現在

役職名	所属団体・役職名	氏名
委員長	佐賀県副知事	小林 万里子
副委員長	佐賀県議会議長	桃崎 峰人
	佐賀県教育委員会教育長	落合 裕二
	佐賀県市長会会長	秀島 敏行
	佐賀県町村会会長	未安 伸之
	(公財)佐賀県スポーツ協会副会長	副島 良彦
	(公財)佐賀県スポーツ協会副会長	愛野 時興
	(公財)佐賀県スポーツ協会副会長	竹原 稔
	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会会長	末次 康裕
	佐賀県商工会議所連合会会長	陣内 芳博
常任委員	佐賀県議会副議長	大場 芳博
	佐賀県議会総務常任委員会委員長	岡口 重文
	佐賀県議会スポーツ振興対策等特別委員会委員長	木原 奉文
	佐賀県健康福祉部部長	川久保 三起子
	佐賀県警察本部本部長	杉内 由美子
	佐賀県市議会議長会会長	川原田 裕明
	佐賀県町村議会議長会会長	松尾 文則
	佐賀県高等学校長協会会長	松尾 敏実
	佐賀県私立中学高等学校長会会長	陣内 恵二
	佐賀県小中学校校長会会長	富永 英美
	佐賀県特別支援学校長会会長	中路 徹
	佐賀県高等学校体育連盟会長	中島 慎一
	佐賀県中学校体育連盟会長	下平 博明
	佐賀県スポーツ推進委員協議会会長	中村 直人
	佐賀県商工会連合会会長	峰 英太郎
	(公社)日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長	江崎 正徳
	佐賀県農業協同組合中央会代表理事会長	金原 壽秀
	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長	徳永 重昭
	佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長	川寄 和正
	(一社)佐賀県医師会会長	池田 秀夫
	(公社)佐賀県看護協会会長	南里 玲子
	(福)佐賀県社会福祉協議会会長	陣内 芳博
	(一社)佐賀県身体障害者団体連合会会長	平川 幸雄
	佐賀県精神保健福祉連合会会長	松田 孝
	(一財)佐賀県手をつなぐ育成会副会長	中島 来
	(一社)佐賀県観光連盟副会長	牛島 英人
	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会委員長	山田 聡
	佐賀県生活衛生同業組合連合会会長	今村 芳幸
	(一社)佐賀県バス・タクシー協会会長	金子 晴信
	佐賀県地域婦人連絡協議会会長	三苫 紀美子
	佐賀県連合青年団団長	内田 伸也
	(公財)佐賀県消防協会会長	陣内 成和

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会
会場の調整状況(市町別)

常任委員会で決定(網掛けは2/13第10回常任委員会の審議事項)

【国民スポーツ大会:正式競技・特別競技】

No.	市町名	競技名・種目名	種別	開催予定施設	
1	佐賀市	総合開・閉会式	—	SAGAスタ(仮称)	
		陸上競技	全種別	SAGAサンライズパーク	
		水泳	競泳	全種別	SAGAサンライズパーク
			飛込	全種別	SAGAサンライズパーク
			水球	少年男子 女子	SAGAサンライズパーク
			アーティスティックスイミング	少年女子	SAGAサンライズパーク
		サッカー		成年女子 少年女子	SAGAサンライズパーク 佐賀市健康運動センター
			テニス	全種別	SAGAサンライズパーク 佐賀県立森林公園テニスコート
		ボート		全種別	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)
		バレーボール		成年女子	SAGAサンライズパーク
		体操	競技	全種別	SAGAサンライズパーク
			新体操	少年男子 少年女子	SAGAサンライズパーク
			トランポリン	男子 女子	SAGAサンライズパーク
		フェンシング		全種別	SAGAサンライズパーク
		柔道		全種別	SAGAサンライズパーク
		ライフル射撃	センターファイ アピストル	成年男子	佐賀県警察学校
		ラグビーフットボール		成年男子 少年男子 女子	SAGAサンライズパーク
		カヌー	スプリント	全種別	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)
		クレー射撃		成年	佐賀県射撃研修センター
		ボウリング		全種別	ボウルアーガス
高等学校野球 ※特別競技		硬式	みどりの森県営球場		
2	唐津市	バスケットボール	未定	唐津市文化体育館	
			未定	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館	
			未定	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	
			未定	佐賀県立唐津工業高等学校体育館	
			未定	唐津市立浜玉中学校体育館	
		セーリング	全種別	佐賀県ヨットハーバー	
		ソフトテニス	全種別	松浦河畔公園庭球場 佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート	
		軟式野球	成年男子	唐津市野球場	
		バドミントン	全種別	唐津市文化体育館	
トライアスロン	成年男子 成年女子	唐津市内特設コース			
3	鳥栖市	サッカー	少年男子	鳥栖スタジアム(駅前不動産スタジアム) 鳥栖スタジアム北部グラウンド	
		バレーボール	少年女子	鳥栖市民体育館	
		空手道	全種別	鳥栖市民体育館	
高等学校野球 ※特別競技	軟式	鳥栖市民球場			
4	多久市	弓道	全種別	多久市弓道場(仮称)	
		スポーツクライミング	全種別	佐賀県立多久高等学校クライミング施設(仮称)	
5	伊万里市	水泳	オープンウォー タースイミング 男子 女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)	
		ホッケー	成年男子 成年女子	伊万里市国見台球技場	
			少年男子 少年女子	佐賀県立伊万里実業高等学校商業キャン パス運動場	
		バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)
軟式野球		成年男子	伊万里市国見台野球場		
6	武雄市	自転車	トラック・レース 成年男子 少年男子 女子	武雄競輪場	
		軟式野球	成年男子	白岩球場	
		ゴルフ	成年男子	若木ゴルフ倶楽部	
			少年男子 女子	武雄ゴルフ倶楽部 武雄・嬉野カントリークラブ	

No.	市町名	競技名・種目名		種別	開催予定施設	
7	鹿島市	軟式野球		成年男子	鹿島市民球場	
		アーチェリー		全種別	鹿島市陸上競技場	
8	小城市	バレーボール		成年男子	小城市芦刈文化体育館	
		ハンドボール		少年男子 少年女子	小城市芦刈文化体育館	
		ソフトボール		成年女子	牛津総合公園多目的グラウンド	
9	嬉野市	レスリング		成年男子 少年男子 女子	嬉野市中央体育館(U-Spo)	
		軟式野球		成年男子	嬉野総合運動公園(みゆき公園)みゆき球場	
		なぎなた		成年女子 少年女子	嬉野市中央体育館(U-Spo)	
10	神崎市	ハンドボール		成年男子 成年女子	神埼中央公園体育館 トヨタ紡織九州クレインアリーナ	
				少年男子 少年女子	佐賀県立神埼高等学校体育館	
				全種別	神埼中央公園体育館	
11	吉野ヶ里町	バレーボール		少年男子	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)	
		ハンドボール		成年男子 成年女子	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)	
12	基山町	卓球		全種別	基山町総合体育館	
13	上峰町	ソフトボール		少年男子	上峰中央公園多目的広場	
14	みやき町	バレーボール		少年男子	みやき町中原体育館	
		ソフトボール		少年男子	みやき町三根運動場	
15	玄海町	相撲		成年男子 少年男子	玄海町社会体育館	
16	有田町	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	歴史と文化の森公園焔の博記念堂	
		軟式野球		成年男子	赤坂球場	
17	大町町	銃剣道		成年男子 少年男子	大町町立ひじり学園後期課程体育館	
18	江北町	ソフトボール		成年女子	江北町花山球場	
19	白石町	ソフトボール		成年男子	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)	
20	太良町	ソフトボール		少年女子	太良町B&G海洋センター運動広場 太良町町営野球場	
県外開催	大分県 日田市	自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	オートポリス	
	兵庫県 三木市	馬術		成年男子 成年女子 少年	三木ホースランドパーク	
	大分県 由布市	ライフル射撃	50m	全種別		大分県立庄内屋内競技場 湯布院スポーツセンター
			10m/エアピストル ビームライフル/ ビームピストル			
鹿児島県 湧水町	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	成年男子 成年女子		湧水町轟の瀬特設カヌー競技場	

(20市町38競技)

【全国障害者スポーツ大会：正式競技】

No.	市町名	競技名	開催予定施設
1	佐賀市	開・閉会式	SAGAスタ(仮称)
		陸上競技	SAGAサンライズパーク
		水泳	SAGAサンライズパーク
		ボウリング	ボウルアーガス
		バレーボール(聴覚障害者の部)	SAGAサンライズパーク
2	唐津市	バスケットボール	唐津市鎮西スポーツセンター体育館
		車椅子バスケットボール	唐津市文化体育館
3	鳥栖市	サッカー	鳥栖スタジアム北部グラウンド
		バレーボール(知的障害者の部)	鳥栖市民体育館
4	伊万里市	フライングディスク	伊万里市国見台陸上競技場
5	鹿島市	アーチェリー	鹿島市陸上競技場
6	小城市	バレーボール(精神障害者の部)	小城市芦刈文化体育館
7	嬉野市	ポッチャ	嬉野市中央体育館(U-Spo)
8	基山町	卓球(サウンドテーブルテニスを含む)	基山町総合体育館
9	上峰町	フットベースボール	上峰中央公園多目的広場
10	白石町	グラウンドソフトボール	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)
11	太良町	ソフトボール	太良町B&G海洋センター運動広場

(11市町14競技)

【国民スポーツ大会：公開競技】

No.	市町名	競技名	開催予定施設
1	佐賀市	バウンドテニス	SAGAサンライズパーク
2	唐津市	綱引	唐津市文化体育館
3	鳥栖市	ゲートボール	鳥栖市陸上競技場
4	武雄市	エアロビック	白岩体育館
5	鹿島市	グラウンド・ゴルフ	蟻尾山公園
6	嬉野市	武術太極拳	嬉野市中央体育館(U-Spo)
7	基山町	パワーリフティング	基山町総合体育館

(7市町7競技)

【国民スポーツ大会：デモンストレーションスポーツ】

No.	市町名	競技名	開催予定施設
1	佐賀市	合気道	SAGAサンライズパーク
		パークゴルフ	神水川パークゴルフ場
2	鳥栖市	室内ペタンク	鳥栖市民体育館
		スポGOMI	鳥栖市内
3	武雄市	ラージボール卓球	鳥栖市民体育館
		スポーツウエルネス吹矢	白岩体育館
4	鹿島市	チャレンジ・ザ・ゲーム	武雄市立西川登小学校体育館
		グラウンド・ゴルフ	鹿島市内
5	嬉野市	パッゴー	鹿島市内体育館
		スポーツチャンバラ	嬉野市中央体育館(U-Spo)
6	神崎市	いごてだま	神崎市内体育館
		フライングディスク	日の隈公園グラウンド
7	吉野ヶ里町	アジャタ	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
8	基山町	草スキー	基肄城跡(きざん公園)
9	上峰町	クッブ	上峰町体育センター
		シャッフルボード	上峰町体育センター
10	大町町	ウォーキング	大町町内
11	江北町	3B体操	佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブル
12	白石町	ソフトバレーボール	白石社会体育館
			白石町立白石中学校体育館
13	太良町	マリンスポーツ	太良町B&G海洋センター艇庫 太良町人工海浜公園海水浴場

(13市町20競技)

※デモンストレーションスポーツは実施競技及び会場地を審議する。

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会
会場の調整状況(競技別)

常任委員会で決定(網掛けは2/13第10回常任委員会の審議事項)

【国民スポーツ大会:正式競技・特別競技】

No.	競技名・種目名		種別	市町名	開催予定施設
—	総合開・閉会式		—	佐賀市	SAGAスタ(仮称)
1	陸上競技		全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク
2	水泳	競泳	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク
		飛込	全種別		SAGAサンライズパーク
		水球	少年男子 女子		SAGAサンライズパーク
		アーティスティックスイミング	少年女子		SAGAサンライズパーク
		オープンウォータースイミング	男子 女子	伊万里市	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)
3	サッカー	成年女子 少年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク 佐賀市健康運動センター	
		少年男子	鳥栖市	鳥栖スタジアム(駅前不動産スタジアム) 鳥栖スタジアム北部グラウンド SAGAサンライズパーク	
4	テニス	全種別	佐賀市	佐賀県立森林公園テニスコート	
5	ボート	全種別	佐賀市	富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設(仮称)	
6	ホッケー	成年男子 成年女子	伊万里市	伊万里市国見台球技場	
		少年男子 少年女子		佐賀県立伊万里実業高等学校商業キャンパス運動場	
7	バレーボール	成年男子	小城市	小城市芦刈文化体育館	
		成年女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク	
		少年男子	吉野ヶ里町 みやき町	吉野ヶ里町文化体育館(仮称) みやき町中原体育館	
		少年女子	鳥栖市	鳥栖市民体育館	
	バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	伊万里市	伊万里人工海浜公園(イマリンビーチ)
8	体操	競技	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク
		新体操	少年男子 少年女子	SAGAサンライズパーク	
		トランポリン	男子 女子	SAGAサンライズパーク	
9	バスケットボール	未定	唐津市	唐津市文化体育館	
		未定		唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館	
		未定		唐津市鎮西スポーツセンター体育館	
		未定		佐賀県立唐津工業高等学校体育館	
		未定		唐津市立浜玉中学校体育館	
10	レスリング	成年男子 少年男子 女子	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)	
11	セーリング	全種別	唐津市	佐賀県ヨットハーバー	
12	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	有田町	歴史と文化の森公園焔の博記念堂	
13	ハンドボール	成年男子 成年女子	神崎市	神崎中央公園体育館 トヨタ紡織九州クレインアリーナ	
			吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)	
		少年男子 少年女子	小城市	小城市芦刈文化体育館	
			神崎市	佐賀県立神崎高等学校体育館	
14	自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	武雄市	武雄競輪場
		ロード・レース		大分県日田市	オートボリス
15	ソフトテニス	全種別	唐津市	松浦河畔公園庭球場 佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート	
16	卓球	全種別	基山町	基山町総合体育館	
17	軟式野球	成年男子	唐津市	唐津市野球場	
			伊万里市	伊万里市国見台野球場	
			武雄市	白岩球場	
			鹿島市	鹿島市民球場	
			嬉野市	嬉野総合運動公園(みゆき公園)みゆき球場	
			有田町	赤坂球場	
18	相撲	成年男子 少年男子	玄海町	玄海町社会体育館	
19	馬術	成年男子 成年女子 少年	兵庫県三木市	三木ホースランドパーク	

No.	競技名・種目名	種別	市町名	開催予定施設	
20	フェンシング	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク	
21	柔道	全種別	佐賀市	SAGAサンライズパーク	
22	ソフトボール	成年男子	白石町	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)	
		成年女子	小城市	牛津総合公園多目的グラウンド	
			江北町	江北町花山球場	
		少年男子	みやき町	みやき町三根運動場	
			上峰町	上峰中央公園多目的広場	
少年女子	太良町	太良町B&G海洋センター運動広場 太良町営野球場			
23	バドミントン	全種別	唐津市	唐津市文化体育館	
24	弓道	全種別	多久市	多久市弓道場(仮称)	
25	ライフル射撃	センターファイアピストル	成年男子	佐賀市	佐賀県警察学校
		50m 10m/エア ピストル	全種別	大分県由布市	大分県立庄内屋内競技場
		ビームライフル/ ビームピストル			湯布院スポーツセンター
26	剣道	全種別	神埼市	神埼中央公園体育館	
27	ラグビーフットボール	成年男子 少年男子 女子	佐賀市	SAGAサンライズパーク	
28	スポーツクライミング	全種別	多久市	佐賀県立多久高等学校クライミング施設(仮称)	
29	カヌー	スプリント	全種別	佐賀市	富士しゃくなげ湖ポート・カヌー競技施設(仮称)
		スラローム	成年男子 成年女子	鹿児島県湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場
		ワイルド ウオーター			
30	アーチェリー	全種別	鹿島市	鹿島市陸上競技場	
31	空手道	全種別	鳥栖市	鳥栖市民体育館	
32	銃剣道	成年男子 少年男子	大町町	大町町立ひじり学園後期課程体育館	
33	クレール射撃	成年	佐賀市	佐賀県射撃研修センター	
34	なぎなた	成年女子 少年女子	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)	
35	ボウリング	全種別	佐賀市	ボウルアーガス	
36	ゴルフ	成年男子	武雄市	若木ゴルフ倶楽部	
		少年男子		武雄ゴルフ倶楽部	
		女子		武雄・嬉野カントリークラブ	
37	トライアスロン	成年男子 成年女子	唐津市	唐津市内特設コース	
38	高等学校野球 ※特別競技	硬式	佐賀市	みどりの森県営球場	
		軟式	鳥栖市	鳥栖市民球場	

(38競技20市町)

【全国障害者スポーツ大会: 正式競技】

No.	競技名	市町名	開催予定施設
—	開・閉会式	佐賀市	SAGAスタ(仮称)
1	陸上競技	佐賀市	SAGAサンライズパーク
2	水泳	佐賀市	SAGAサンライズパーク
3	アーチェリー	鹿島市	鹿島市陸上競技場
4	卓球(サウンドテーブルテニスを含む)	基山町	基山町総合体育館
5	フライングディスク	伊万里市	伊万里市国見台陸上競技場
6	ボウリング	佐賀市	ボウルアーガス
7	ポッチャ	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
8	バスケットボール	唐津市	唐津市鎮西スポーツセンター体育館
9	車椅子バスケットボール	唐津市	唐津市文化体育館
10	ソフトボール	太良町	太良町B&G海洋センター運動広場
11	フットベースボール	上峰町	上峰中央公園多目的広場
12	グランドソフトボール	白石町	白石中央公園多目的運動広場(白石町総合運動場)
13	バレーボール(聴覚障害者の部)	佐賀市	SAGAサンライズパーク
	バレーボール(知的障害者の部)	鳥栖市	鳥栖市民体育館
	バレーボール(精神障害者の部)	小城市	小城市芦刈文化体育館
14	サッカー	鳥栖市	鳥栖スタジアム北部グラウンド

(14競技11市町)

【国民スポーツ大会：公開競技】

No.	競技名	市町名	開催予定施設
1	綱引	唐津市	唐津市文化体育館
2	ゲートボール	鳥栖市	鳥栖市陸上競技場
3	武術太極拳	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
4	パワーリフティング	基山町	基山町総合体育館
5	グラウンド・ゴルフ	鹿島市	蟻尾山公園
6	バウンドテニス	佐賀市	SAGAサンライズパーク
7	エアロビック	武雄市	白岩体育館

(7競技7市町)

【国民スポーツ大会：デモンストレーションスポーツ】

No.	競技名	市町名	開催予定施設
1	合気道	佐賀市	SAGAサンライズパーク
2	アジャタ	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
3	いごてだま	神埼市	神埼市内体育館
4	ウォーキング	大町町	大町町内
5	草スキー	基山町	基肆城跡(きざん公園)
6	クッブ	上峰町	上峰町体育センター
7	グラウンド・ゴルフ	鹿島市	鹿島市内
8	3B体操	江北町	佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブル
9	室内ベタンク	鳥栖市	鳥栖市民体育館
10	シャッフルボード	上峰町	上峰町体育センター
11	スポGOMI	鳥栖市	鳥栖市内
12	スポーツウエルネス吹矢	武雄市	白岩体育館
13	スポーツチャンバラ	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
14	ソフトバレーボール	白石町	白石社会体育館 白石町立白石中学校体育館
15	チャレンジ・ザ・ゲーム	武雄市	武雄市立西川登小学校体育館
16	パークゴルフ	佐賀市	神水川パークゴルフ場
17	バグダー	鹿島市	鹿島市内体育館
18	フライングディスク	神埼市	日の隈公園グラウンド
19	マリンスポーツ	太良町	太良町B&G海洋センター艇庫 太良町人工海浜公園海水浴場
20	ラージボール卓球	鳥栖市	鳥栖市民体育館

(20競技13市町)

※デモンストレーションスポーツは実施競技及び会場地を審議する。